

令和 7 年 8 月 5 日

福岡市内
障がい福祉サービス事業所 管理者 様
(就労移行支援、就労継続支援)
特定相談支援事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課)

就労選択支援の実施に伴う留意事項について

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和 7 年 10 月から「就労選択支援」が開始されます。

つきましては、本市における当該サービスの取扱いについて、下記のとおりといたしますので、各障がい福祉サービス事業者におかれましては、参考資料等を熟読の上、関係職員にご周知いただき、適切に各事業を実施するようお願いいたします。

なお、令和 9 年 4 月以降に就労継続支援 A 型を利用する場合等の取扱いについては、国からの具体的な取扱いが示された後に改めて示す予定です。

記

1 就労選択支援事業の趣旨

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものである。

そのため、就労選択支援を適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障がい福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう留意すること。

2 就労選択支援事業の支給決定

(1) 対象者

支給決定期間が原則 1 か月であることから、令和 7 年 11 月 1 日以降に下記サービスの利用意向がある者が原則対象となる。利用時期等は、サービス類型ごとに以下のとおり。

サービス類型		新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

※ 就労選択支援の利用を経て、就労系障がい福祉サービスを利用するのではなく、一般就労に向けた支援を公共職業安定所等において行う場合もある。

※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能（特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについては、別途通知を参照）。

(2) 利用までの流れ

①支給決定の相談・申請

受付開始：令和7年9月1日

受付窓口：各区福祉・介護保険課または健康課

②認定調査

③サービス等利用計画案案の作成・提出（セルフプランも可）

④支給決定・通知

⑤就労選択支援事業者との契約締結

⑥サービスの利用

(3) 支給決定における例外的取り扱い

下記の場合については、サービス等利用計画案に、就労選択支援の利用が困難である理由を記載すること。その理由が適当であると区で認められた場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経ることにより、就労継続支援B型の利用が可能となる。

- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、利用者が希望する時期に就労選択支援を受けるまでに待機期間（約1か月を目安とする）が生じる場合

また、特別支援学校を卒業後、就労継続支援B型を利用する場合について、令和7年度卒業生においては現状と同様の取り扱いを認める（別途通知を参照）。

3 就労選択支援事業の実施

(1) アセスメント

就労選択支援事業者は、本人や家族との面談や作業場面等を活用して、障がいの種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理（以下「アセスメント」という。）を行うにあたっては、別添「09 就労選択支援実施マニュアル」を参考の上、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構作成

の「就労支援のためのアセスメントシート」に記載されている内容を基本とするとともに、事業所ごとに様式を用意する。

(2) 報酬の算定について

支援に関する記録については、市からの求めがあった際に提示できるようにすべて保管しておくこと。なお、報酬の算定にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 173 条の 7 及び第 173 条の 8 第 1 項に定める事項（いずれも令和 7 年 10 月 1 日施行予定）をすべて実施したうえで、利用者へ直接支援を行った日について請求を行うものとする。未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対して行った就労選択支援の報酬は全体として算定できないこととなるので留意すること（ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合はこの限りではない）。

(3) 関係機関との連携

就労選択支援事業者は、「就労選択支援の実施について（令和 7 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 3 号）」に記載の各関係機関との連携内容について把握した上で、多機関連携を通して、利用者への適切なサービス提供を行うこと。なお、連携を行った場合は、必ず記録を残しておくこと。また、連携先機関から、就労選択支援事業所によるアセスメント結果等に係る内容の照会があった際は、アセスメント結果の補足情報の提供など必要な対応を行うこと。

特定相談支援事業者においては、特に密接な連携が求められるため、就労選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供に加え、必要に応じて随時情報共有を行い、就労選択支援利用後、就労系障がい福祉サービスを利用する場合は速やかに手続きを行うこと。なお、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加え、サービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たした場合は、「サービス提供時モニタリング加算」の算定が可能である。

4 参考資料

- 01 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（抜粋）（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）
- 02 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（抜粋）（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
- 03 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）
- 04 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（令和 7 年 3 月 31 日障障発 0331 第 2 号）
- 05 就労選択支援の実施について（令和 7 年 3 月 31 日障障発 0331 第 3 号）
- 06 日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（令和 7 年 3 月 31 日障障発 0331 第 4 号）
- 07 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて（令和 7 年 7 月 日福障施第 306 号）
- 08 就労選択支援の施行に伴う対応について（令和 7 年 7 月 日福障施第 296 号）

- 09 就労選択支援実施マニュアル
- 10 就労選択支援案内リーフレット（福岡市版）
- 11 就労支援のためのアセスメントシート（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED））
- 12 就労支援のためのアセスメントシートの活用手引（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED））

【担当・問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所行政棟12階

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課施設指導第1係

電話：092-711-4249／FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp